

○総務省告示第八十九号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。

【一・二 略】

三 認証機関の識別文字

認証機関

識別文字

【略】

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社

005

SGSジャパン株式会社

006

株式会社UL Japan

007

【略】

改正前

【同上】

【一・二 同上】

三 【同上】

認証機関

識別文字

【同上】

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社

005

株式会社UL Japan

007

【同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。